

酪農学園医療互助会運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、酪農学園医療互助会会則第20条に基づき、酪農学園医療互助会運営委員会（以下「委員会」という。）の運営を円滑に行うことを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算、決算に関すること
- (2) 会則の改廃
- (3) その他、運営に関する基本事項

(構成)

第3条 委員会は、次の者により構成する。

酪農学園大学（以下「大学」という。）

- (1) 教員センター学生支援担当部長
- (2) 教員センター学生支援担当次長
- (3) 教育センター事務次長
- (4) 教育センター学生支援課長
- (5) 医務室担当者
- (6) 教育センター学生支援課担当者

とわの森三愛高等学校（以下「高校」という。）

- (1) 教頭
- (2) 事務課長
- (3) 保健担当教諭
- (4) 養護教諭
- (5) 事務担当者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長および会計)

第5条 委員会に委員長、副委員長および会計を置く。

2 委員長は、大学の教育センター学生支援担当部長をもって充てる。

3 副委員長は、高校の教頭をもって充てる。

4 会計は、大学の教育センター学生支援課担当者および、高校の事務担当者をもって充てる。

(運 営)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

4 大学・高校の学生・生徒は、各2名を限度とし、委員会にオブザーバーとして参加することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、大学教育センター学生支援課に置く。

2 本会の運営業務は、各校の担当部所において取扱う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会において行う。

附 則

この規程は昭和41年4月1日より施行

昭和50年4月改正

昭和58年4月改正

平成元年4月改正

平成4年4月改正

平成7年6月改正

2012年10月改正

2018年10月1日改正